

議案第95号

裁判上の和解について議決を求める件

裁判上の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和5年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県は、福岡高等裁判所宮崎支部に係属中の事件に関し、次のとおり裁判上の和解を行うものとする。

1 事件名

福岡高等裁判所宮崎支部令和5年（ネ）第70号国家賠償請求控訴事件

2 和解をする相手方（以下「相手方」という。）の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

3 事件の内容及び裁判の経過

(1) 令和3年6月12日に相手方のうち [REDACTED] が県道塗木大隅線を原動機付自転車で走行していたところ、走行車線上の道路陥没によって生じた穴により転倒する事故が発生した。

この事故に関し、相手方は、令和4年2月25日鹿児島地方裁判所鹿屋支部に、県を被告とする損害賠償請求の訴えを提起していたところ、同裁判所は、令和5年3月28日に相手方に対する県の損害賠償責任を認める判決を言い渡した。

(2) 県は、これを不服として、令和5年4月10日に福岡高等裁判所宮崎支部に控訴した。

(3) 同裁判所において、令和5年7月14日に第1回口頭弁論が行われたが、同月20日に同裁判所から和解勧告がなされたものである。

4 和解の内容

(1) 県は、相手方に対し、本件解決金として、金600,000円の支払義務があることを認める。

(2) 県は、相手方に対し、(1)の金員を、和解成立日から1か月以内に、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は県の負担とする。

(3) 県が(2)の金員の支払を怠ったときは、県は、相手方に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する(2)の支払日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払う。

(4) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。

(5) 県及び相手方は、県と相手方との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解の理由

県道の管理に一定の瑕疵があったこと及び裁判所から第一審判決より県の主張が認められ

た内容の和解勧告がなされていることを踏まえ、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

福岡高等裁判所宮崎支部令和5年（ネ）第70号国家賠償請求控訴事件について、裁判上の和解をしようとするものである。